議案第96号

みよし市道路線の変更に対する承諾について

道路法第10条第3項の規定により準用される同法第8条第3項の規定により、みよし市が本市の区域内において次のみよし市道の路線変更をすることについて、認めるものとする。

令和元年11月28日提出

日進市長 近 藤 裕 貴

承諾する路線

路線名	起 点 終 点	日進市域内の区間	概要
	みよし市黒笹いずみ一丁目	日進市米野木町南山	
みよし市道	18番7地先	987番16地先	別紙図
黒笹三本木線	日進市米野木町南山	日進市米野木町南山	加机凶
	987番73地先	987番73地先	

提出理由

この案を提出するのは、本市の区域内において既に認定されているみよし市道路線 について、当該路線の変更が生じたことから、路線変更の承諾をすることについて、 議決を経る必要があるからであります。

